

議会受付番号	鎌議第 1509 号
質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長（経営企画部行革推進課、総務部管財課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

不良職員が代表を務めた鎌倉市職員労働組合の事務所占有問題

2 質問の要旨

- 1 鎌倉市職員労働組合について旧 901 号室の事務所利用の為の目的外使用許可は平成 27 年 10 月 31 日までの期限である。10 月も残り本日を含め 11 日と迫っているが、退去はまだか。そろそろ出ていかないと 10 月 31 日に間に合わないのではないか。
- 2 協議といいながら、いつまでも結論を出さずに先延ばしするのであれば、協議の意味がない。ずっと並行線なのか。協議の状況は如何か。
- 3 10 月 31 日までに出ていかなければ、必要によって協議打ち切りも検討すべきではないか。如何か。

以上、市長が一般質問で答弁した重みを受け止めて早々に決断せよ。不当労働行為にならない旨は弁護士の見解としてとっているのであればそれを活用すべき。

3 答弁

- 1 職員労働組合と早期に協議が整うよう、努めてまいります。
- 2 本庁舎敷地外の建物の活用の可能性などの内部調整を進めるとともに、職員労働組合と移転に向けた協議を進めています。しかしながら、職員労働組合との協議はまだ整っていません。
- 3 行政施設は、行政目的を最優先と考えており、目的外使用許可は行政目的を阻害しない範囲で認めているものです。職員労働組合の組合事務所に対する目的外使用許可もこの考えに基づき、10 月 31 日までに対応してまいります。